概要版

第４次犬山市障害者基本計画

令和６年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

第７期犬山市障害福祉計画
第３期犬山市障害児福祉計画

令和６年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山

この概要版には、音声コードを印刷しています。
音声コードには文字情報が組み込まれており、スマートフォン等の活字文書読み上げアプリを使って、音声で内容を読み上げることができます。

令和６年３月
犬山市

1　計画策定の背景・趣旨

犬山市（以下「本市」）では、国や愛知県の障害者施策の動向や方針をふまえ、平成30年度（2018年度）に「第３次犬山市障害者基本計画」を、令和３年度に、「第６期犬山市障害福祉計画」及び「第２期犬山市障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策の推進に取り組んできました。

これらの計画期間が令和５年度（2023年度）をもって終了することから、前回計画の基本理念である「誰もが地域であんきに暮らせるまち　犬山」を継承し、今後の本市の障害者施策の基本的方針を定める「第４次犬山市障害者基本計画」を策定します。

加えて、障害者福祉施策を円滑に実施するために障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス等の利用見込み量や確保策を定める実施計画である「第７期犬山市障害福祉計画」及び「第３期犬山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「第４次犬山市障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「第７期犬山市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第３期犬山市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第４次犬山市障害者基本計画」は、本市の障害者施策の基本方針として、「第７期犬山市障害福祉計画」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量と提供体制を確保するための実施計画として、「第３期犬山市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づくサービスの見込み量と確保に関する実施計画として策定しています。

また、本計画は国の「障害者基本計画」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」、本市の上位計画である「第６次犬山市総合計画」、福祉の各分野における上位計画である「第１次犬山市地域福祉計画」や関連計画などとの調整を図り、策定しています。

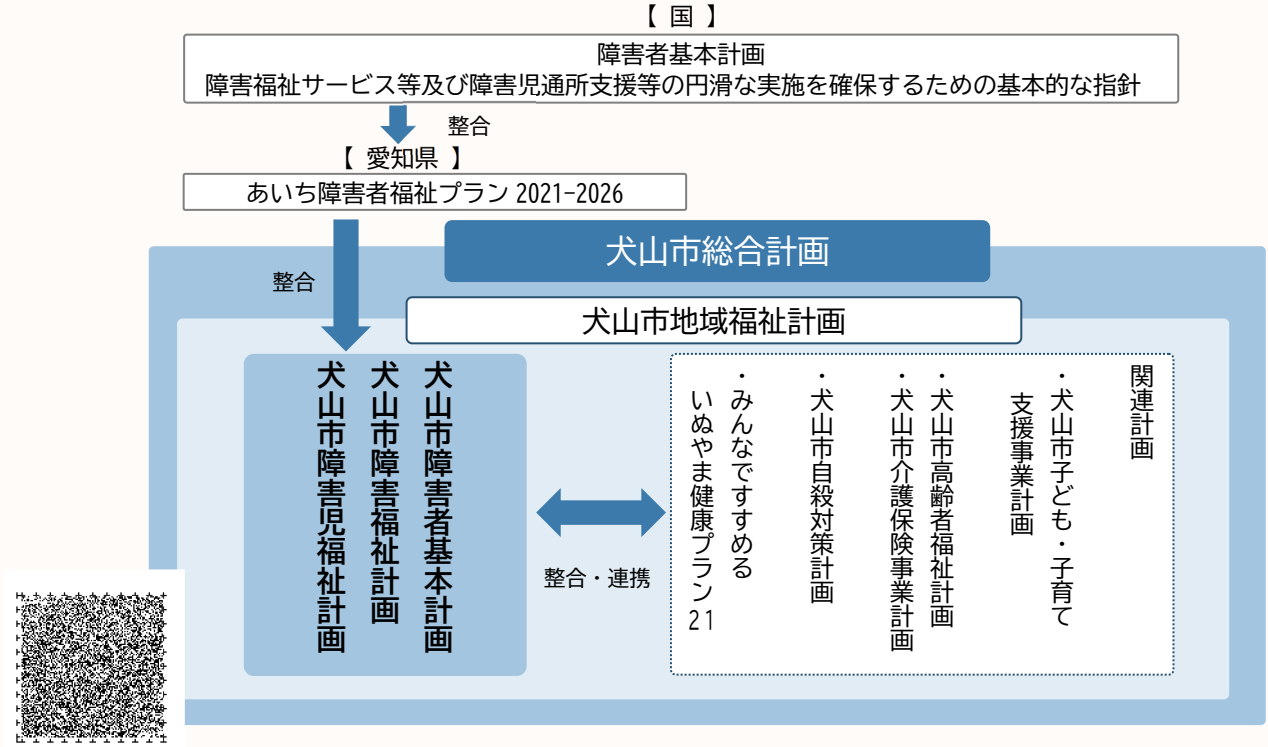

3　計画の期間

「第４次犬山市障害者基本計画」は、令和６年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの６年間を計画期間とし、「第７期犬山市障害福祉計画」及び「第３期犬山市障害児福祉計画」は、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの３年間を計画期間とします。

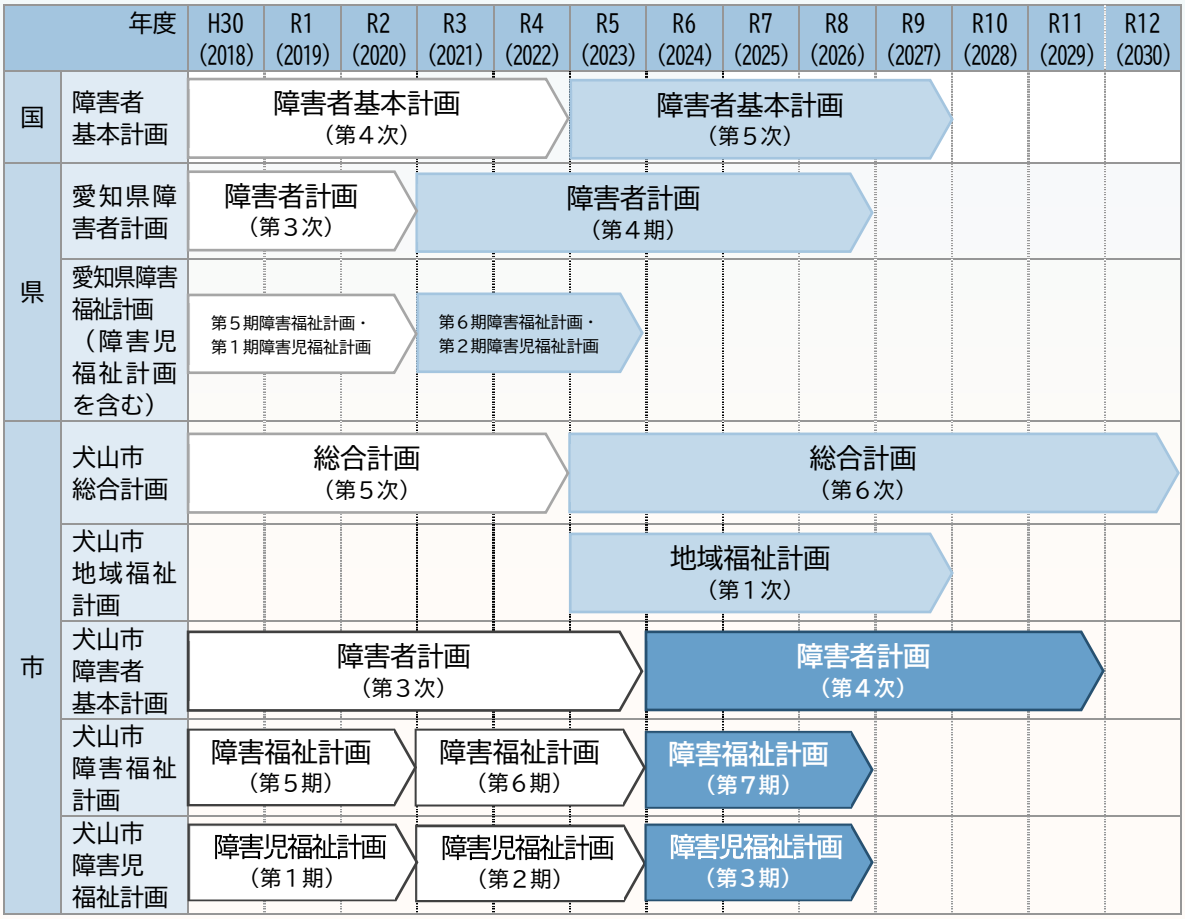

4　基本理念

誰もが地域であんきに暮らせるまち　犬山

本計画では、これまでの障害者施策を継続的かつ発展的に推進する観点から、前回計画の基本理念である「誰もが地域であんきに暮らせるまち　犬山」を継承し、令和６年４月に制定する「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」や情報アクセシビリティの推進など、様々な視点を取り入れ、みんなが「真ん中」にいられる地域共生社会の実現を目指します。

5　重点課題

（１）住み慣れた地域における自立生活への支援
（２）誰もが情報を得られる社会の実現
（３）より豊かな就労への支援
（４）災害時における支援体制の確立
（５）個々の生活状況に合ったきめ細やかな相談支援体制の確立
（６）教育（生涯学習、スポーツ、文化を含む）の振興

6　施策の体系

ＳＤＧｓとは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
本計画では、ＳＤＧs の 17 のゴールのうち、下記のゴールと各施策を関連付けています。

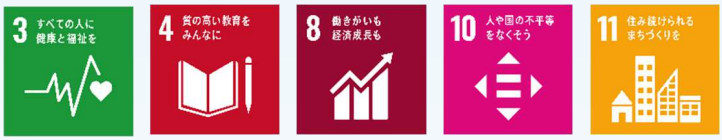

7　第７期障害福祉計画における見込量

＊障害福祉サービス＊

	サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	94	106	110
		時間/月	1,207	1,361	1,412
	重度訪問介護	人/月	6	6	7
		時間/月	1,117	1,117	1,303
	同行援護	人/月	21	24	25
		時間/月	168	192	200
	行動援護	人/月	1	1	1
		時間/月	18	18	18
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人/月	137	154	160
		人日/月	2,688	3,022	3,140
	自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
		人日/月	4	4	4
	自立訓練（生活訓練）	人/月	3	3	3
		人日/月	24	24	24
	就労選択支援	人/月		1	2
	就労移行支援	人/月	29	31	32
		人日/月	495	529	547
	就労継続支援（Ａ型）	人/月	69	78	81
		人日/月	1,300	1,469	1,526
	就労継続支援（Ｂ型）	人/月	160	180	187
		人日/月	2,660	2,992	3,108
	就労定着支援	人/月	14	15	16
	療養介護	人/月	7	8	8
	短期入所（福祉型）	人/月	38	43	45
		人日/月	156	176	185
	短期入所（医療型）	人/月	2	2	2
		人日/月	6	6	6
居住系サービス	共同生活援助	人/月	59	67	69
	施設入所支援	人/月	68	68	68
	自立生活援助	人/月	0	0	0
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	人/月	116	131	136
	地域移行支援	人/月	3	3	3
	地域定着支援	人/月	3	3	3

＊地域生活支援事業【必須事業】＊

サービス名		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業（住居サポート事業）	実施有無	なし	なし	なし
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	なし	なし	なし
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/年	15	16	17
	要約筆記者派遣事業	人/年	1	1	1
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	11	13	13
	自立生活支援用具	件/年	8	9	9
	在宅療養等支援用具	件/年	15	17	18
	情報・意思疎通支援用具	件/年	11	13	13
	排泄管理支援用具	件/年	1,500	1,696	1,759
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業（養成講習延受講者）		人/年	8	9	10
移動支援事業		人/年	16	18	19
		時間/年	1,032	1,160	1,225
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	5	5	6
		人/年	55	63	65

＊地域生活支援事業【任意事業】＊

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴サービス	箇所	8	9	9
	人/年	432	456	456
日中一時支援事業	箇所	9	10	10
	人/年	332	369	369
生活サポート事業	人	1	1	1
自動車運転免許取得費	人	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	3

8　第３期障害児福祉計画における見込量

＊児童福祉法に基づくサービス＊

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人/月	105	120	125
	人日/月	991	1,133	1,180
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	238	271	283
	人日/月	3,012	3,430	3,582
保育所等訪問支援	人/月	2	2	2
	回/月	3	3	3
障害児相談支援	人/月	86	98	103

＊障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備＊

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育園	人	65	70	70
認定こども園	人	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	15	17	19

9　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。

また、本計画を市ホームページなどで周知することにより、障害のある人に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。

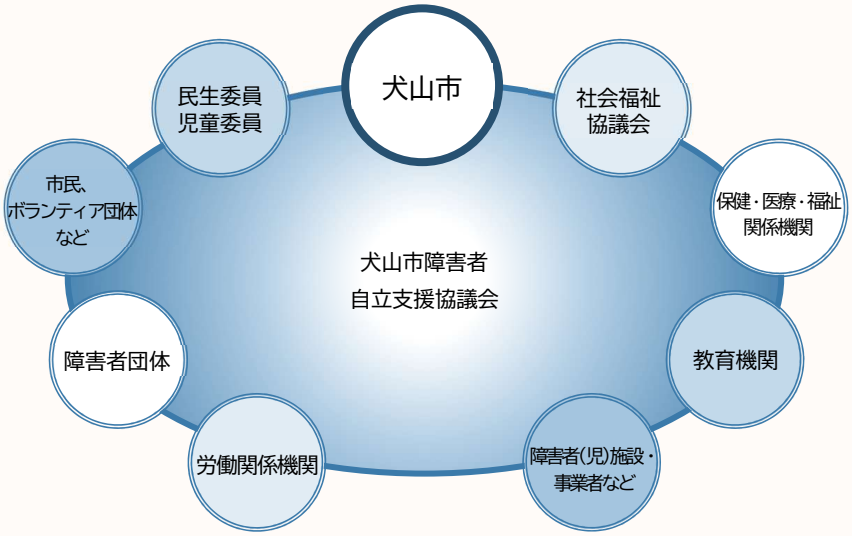

地域社会との連携・協働
による計画の推進

10　第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画における目標値

＊令和８年度の数値目標＊

●福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和８年度末の施設入所者数	68 人	国の基本指針は令和４年度末時点（69 人）から５％削減（３名）だが、入所状況を勘案し設定。
令和８年度末までの地域生活移行者数	２人	国の基本指針は令和４年度末の施設入所者数（69 人）の６％（４名）が、施設からグループホーム等へ地域移行だが、入所状況を勘案し設定。

●福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	15 人	令和８年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和３年度実績値(12 人)の 1.28 倍増。
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	10 人	令和８年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和３年度実績（８人）の 1.31 倍増。
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	４人	令和８年度末時点で、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型から一般就労へ移行する人数。就労継続支援Ａ型は令和３年度実績値（３人）の 1.29 倍増、就労継続支援Ｂ型は令和３年度実績値（１人）の 1.28 倍。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上		
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数	16 人	令和８年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数。令和３年度実績値は０人だが、就労移行支援利用者が増加しているため、増加を見込む。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の５割以上		

●障害児支援の提供体制の整備等

目標値	
令和８年度末までに児童発達支援センター設置	１箇所
令和８年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和８年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	２箇所
令和８年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置
令和８年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

第４次犬山市障害者基本計画（令和６年度～令和11年度）
第７期犬山市障害福祉計画（令和６年度～令和８年度）
第３期犬山市障害児福祉計画（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月
編集・発行　犬山市　健康福祉部　福祉課
〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
電話（0568）44-0321
ＦＡＸ（0568）44-0364
ホームページ　http://www.city.inuyama.aichi.jp/
市ホームページ ページ番号 1001227 から計画書本編をご覧になれます。